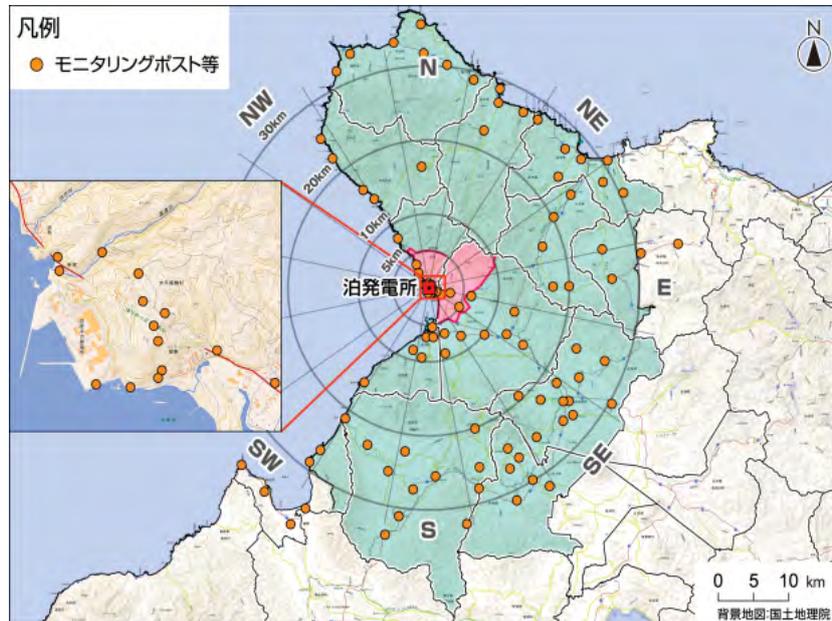


- 泊発電所周辺の13町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZ圏内では、17局の測定局で連続測定を実施。
- このほか、国及び北海道の測定局においても空間放射線量率を測定。
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



※ UPZ圏内77地点の測定局で連続測定を実施

93

北海道における空間放射線量率モニタリング体制

- モニタリングステーション、モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト13局（北海道9局、北海道電力4局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・広域モニタリングポスト12局及び電子線量計51局で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト19台を配備
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】
（非常用発電機装備）



広域モニタリングポスト【12局】
（非常用発電機装備）



電子線量計【51局】
（非常用電源装備）



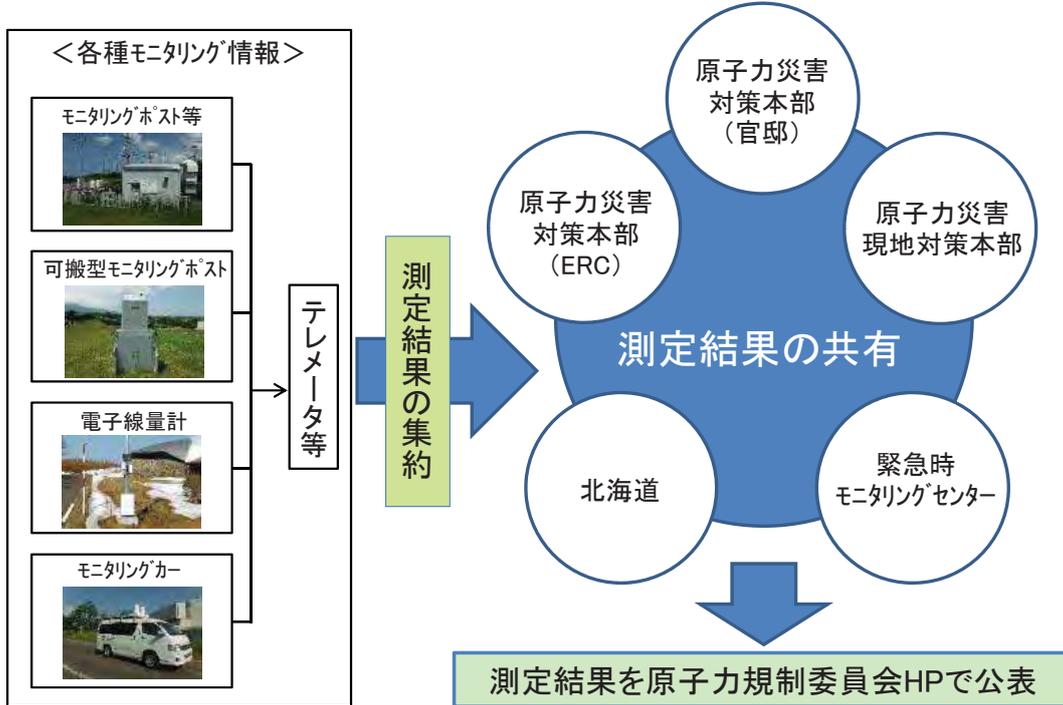
可搬型
モニタリングポスト【19台】



モニタリングカー【1台】

94

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、北海道が策定している「北海道緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ圏外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。

